

高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会 からの提言事項に対する対応状況について

高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会からの提言事項に対する対応状況

1 児童相談所について

検証委員会の提言	具体的な対応状況
<p>1 家族の生育歴や状況の変化に応じたアセスメントの重要性の再認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ○常に「子どもの立場」に立った具体的な状況把握と組織的な判断の実施 ○子どもや養育者の生育歴、夫婦関係、養育状況、きょうだい関係等、家族全体の状況や行動等に着目した総合的な見立てや判断の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠や出産、中絶、流産等、家族や女性にとっての重い意味を持つ出来事を理解したうえでの見立て ○措置解除の検討を行う事前段階での外部の専門家からのアドバイスや、児童福祉施設、市町村の要保護児童対策地域協議会の関係者等と協議を行う場の確保 ○措置解除、あるいは相談対応の終結を判断する際ににおける市町村の児童福祉担当部署や保健部署、保育園、学校等支援機関からの意見書の有効活用 ○子どもや家族に関する多面的かつ総合的な評価の実施に向けてのアセスメントシートの活用のあり方の再検討 <ul style="list-style-type: none"> ・支援機関での共通のアセスメントシートとしての利用 ・ジェノグラムや関係機関の関与状況を示すエコマップによる視覚化 	<p>■虐待ケースに係る所内会議の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクランクに応じた月例報告会議や随時の援助方針会議において、養育者や家族状況の変化に応じたアセスメントの見直しを実施している。 ・時系列で家族の状況変化や児童相談所の対応経過を踏まえ、組織的な判断ができるように、「受理会議」「援助方針会議」「月例報告会議」で用いるシートを統一した(平成28年4月～)。 ・養護相談のケースについても子どもの虐待リスクを重要視し、新たに月例報告会議を実施している(平成28年6月～)。 <p>■措置解除等の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置解除あるいは終結を判断する際は、事前に支援機関から意見書の提出を求めるとともに「家庭復帰の適否判断のチェックリスト(別添1)」等を用いて支援機関で協議し評価を共有している(平成27年10月～)。 ・小児精神科医、弁護士に加えて、精神科医師(平成27年12月～)小児科医師(平成28年4月～)婦人科医師(平成28年4月～)に専門領域からの意見や評価等を得る機会を確保した。 <p>■アセスメントシートの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と市町村等関係機関がアセスメントを共有するため、共通のアセスメント様式(別添2)を使用し、多面的かつ総合的な評価を実施している(平成27年10月～)。 ・個別ケース検討会議においても、ジェノグラムや関係機関の関与状況を示すエコマップが入ったシート(別添3)を活用している(平成28年4月～)。
<p>2 支援機関からの具体的かつ多面的な情報収集と質の高い情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援機関との直接面談や個別ケース検討会議等の開催による様々な角度からの情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所が知りたいこと、支援機関が伝えたいことを過不足なく把握する。 ○訪問時や個別ケース検討会議で得られた情報の意味の支援機関との検討及び共有 ○次回の会議設定による再度協議を行う場の確保 ○市町村がいつでも遠慮なく相談できる環境づくり 	<p>■支援機関との情報共有のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集やその確認には現場訪問を実施するとともに、個別ケース検討会議を随時実施し、関係機関と情報共有のうえ、得られた情報について分析・検討している。 ・個別ケース検討会議シート(別添3)を用いて、会議内容、役割分担、方針の決定、次回開催予定について確認している。 ・児童相談所に市町村支援専門監を配置(H27年4月から 4日/週、H28年4月から 5日/週<常勤化>)するとともに市町村支援担当チーフを設置(H28.4月～)し、随時、市町村からの相談に対応している。 ・児童相談所各課職員が要保護児童対策地域協議会の各種会議への参加や市町村全管理ケースへの個別の助言(平成28年4月～)を通じ、市町村の相談に対応している。

高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会からの提言事項に対する対応状況

1 児童相談所について

検証委員会の提言	具体的な対応状況
<p>3 家族再統合プログラムの効果と限界を踏まえた援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉施設や市町村の母子保健部署等からの意見・情報を聴取したうえでのプログラムの実施 ○児童福祉施設の職員等からの意見を聴取したうえでプログラムの実施効果や具体的な改善状況について評価 ○家族関係等の具体的な改善を目指すというプログラムの主旨の保護者・児童相談所双方での徹底 ○プログラム実施後の支援体制の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・退所後の保護者の負担増等を見据えた関係機関と在宅支援の枠組みの構築 	<p>■家族再統合に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族再統合プログラムを実施する場合は、個別ケース検討会議において、児童福祉施設や市町村関係部署からの意見や情報を聴取するとともに、医師や弁護士等の意見も踏まえ、家族再統合の適否及びプログラムの内容について組織的に判断することとした(H27年12月～)。 ・実施するプログラムの達成目標や評価項目について、予め対象となる家族に十分に説明をして理解を得るとともに、児童福祉施設、市町村等の関係部署と情報を共有することとした(H27年12月～)。 ・プログラムの実施状況を踏まえ、個別ケース検討会議において、児童福祉施設退所後の関係機関の役割分担や見守り体制・情報共有の方法などの支援体制を検討することとした(H27年12月～)。
<p>4 市町村の要保護児童対策地域協議会への積極的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高知市への重点的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の活動内容等の評価をフィードバックすることによる対応力のレベルアップ ○他市町村への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止の体制強化に向けた要保護児童対策地域協議会への支援の充実・強化 ○スクールソーシャルワーカーや保育士、主任児童委員等、地域で子どもを支援する関係者に対する要保護児童や家族への支援方法等の専門研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・当面の間広域調整の視点に立って、人材育成に向けた研修を実施 	<p>■高知市への重点支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所に市町村支援専門監を配置し、高知市の定例受理会議兼支援方針会議に参加し、助言を実施するとともに、高知市要保護児童対策地域協議会のあり方に関するワーキングチームへの参加や要保護児童対策地域協議会の運営や活動内容へのフィードバックを実施した(H27年度)。 ・児童相談所児童虐待対応課職員が、高知市の職員と合同で高知市要保護児童対策地域協議会管理全ケースについて、支援の状況を確認するとともに、支援方針などについて必要な助言を実施している(H27.4月～)。 ・児童相談所に市町村支援担当チーフを配置し、高知市と虐待ケースのリスクランクを共有するとともに、リスクランクの見直しなどについて個別の助言を実施している(H28.4月～)。 ・高知市職員の児童相談所での長期派遣研修(H28度1名)、実務研修(平成27年度3名、平成28年度7名予定、各2週間)を実施している。 <p>■全市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員等の個別ケース検討会議への参加を促進するために県児童家庭課と児童相談所とで全市町村を訪問し、地区民生児童委員協議会連合会及び要保護児童対策地域協議会調整機関と意見交換を実施した。(1回目:H27.8月～ 2回目:H27.12月～) ・市町村支援専門監と担当者が、全市町村を訪問し、市町村の職員と合同で要保護児童対策地域協議会管理全ケースについて、支援の状況を確認するとともに、支援方針などについて助言を実施し、リスクの高いケースについては児童相談所への送致を進めている(H28年4月 各市町村 年3～4回)。 ・市町村職員の児童相談所での実務研修(H27土佐市・いの町各1名各2週間)を実施した。 ・児童相談所が実施する市町村職員を対象とした研修を充実(新任研修、中堅研修に加え、平成28年度から管理職への研修やフォローアップ研修を新設) <p>■スクールソーシャルワーカーや保育士、地域で子どもを支援する関係者への研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所が児童問題関係職員を対象とした研修会を実施(毎年8月開催:2日間) ・民生児童委員を対象とした研修会において、児童相談所が児童虐待への対応などをテーマに説明している。(平成27年度10回、平成28年度20回予定)

高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会からの提言事項に対する対応状況

2 高知市について

検証委員会の提言	具体的な対応状況
<p>1 要保護児童対策地域協議会のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会の調整機関としての専門性を高める努力 <ul style="list-style-type: none"> ・ケース理解や家族の見立て、児童虐待における基本的な研修の実施 ・養育者に寄り添い、相手を理解する姿勢の堅持 ・虐待の背景の理解 ・必要に応じた児童相談所への援助要求 ・ケースを見立てる力の向上 ・適宜・適切な個別ケース検討会議の開催 ・関係機関との連絡調整やケースの進行管理等、リーダーシップ、主体性を発揮した適切なケース支援 ・学校や保育所等関係支援機関への現場訪問による関係づくりと、保育・幼稚園課に配属された子ども・子育て相談支援員との連携による相談の拾い上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ■検証報告書を子ども家庭支援センターの全職員に配布し、検証委員から出された課題や提言内容について確認 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の未然防止や虐待死亡事例の再発防止に向けた姿勢や取組等について話し合った。 ■定例アセスメント会議をリスクランク別に開催(平成27年12月～)。 <ul style="list-style-type: none"> ・A・Bケース:毎月、Cケース:2か月毎、Dケース:4か月毎 ・児童相談所の市町村支援担当チーフ等が毎回参加 ■調査の際等には、子ども家庭支援センターの担当ケースワーカーが学校や保育所等の関係支援機関に直接出向いて聞き取りを実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ○実務者会議が形式的なものとならないような運営の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・いくつかの中学校を一つのブロックとして実務者会を分割する等、ケース進行管理を適切に行い得る体制の構築 ・有識者や児童相談所、関係機関の代表者等を含めたワーキングチームの組織化と、実効性のある実務者会議の仕組みづくり ・頻繁に動きのあるケース、リスクランクを変更したケース、主担当を変更したケース等に関する積極的な協議と、必要に応じた個別ケース検討会議の開催による十分な協議の保障 	<ul style="list-style-type: none"> ■実務者会議の運営方法及びケース進行管理のあり方について検討 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所など関係機関の代表者によるワーキングチームの立ち上げ(平成27年8月) ・有識者(流通科学大学教授 加藤曜子氏)からの意見聴取や先進市(枚方市、尼崎市)の視察 ■実務者会議を東西南北4ブロックに分割(各ブロックをさらに2つに分割)し、平成27年12月から、北→東→西→南ブロックの順で毎月2回(年間延べ24回)開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ケース進行管理票に沿って全ケースの概要や課題、支援内容、今後の支援方針等について協議 ・参加機関からのケース関連情報の確認 ■新規の虐待ケースに関しては、これとは別に新規ケース連絡会議を平成27年12月から毎月1回開催 <ul style="list-style-type: none"> ・新規の虐待ケースの概要や初期の支援内容等の情報共有
<ul style="list-style-type: none"> ○個別ケース検討会議が援助のためにより有効なものとなるような工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース検討会議の開催についての適切な判断 ・他機関による積極的な個別ケース検討会議の開催の提案 ・情報共有だけでなく、見立ての実施や援助の方向の共有 ・共通のアセスメントシートの活用 ・関係機関の役割の相互確認 ・次回会議の日程や内容等についての協議及び確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭に新たな変化があった時や各機関が持つ情報の整理・刷り合わせが必要な時等には、適時個別ケース検討会議を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの見立て、支援方針や各機関の役割について具体的に確認 ・個別ケース検討会議の開催回数は、平成26年度(139回)→平成27年度(167回)→平成28年度4, 5月(34回) ・子ども家庭支援センター主催の会議の回数は、平成26年度(22回)→平成27年度(63回)→平成28年4, 5月(7回) ■必要に応じて児童相談所にも会議への参加を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知見からの助言、会議運営の質の向上等

高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会からの提言事項に対する対応状況

2 高知市について

検証委員会の提言	具体的な対応状況
<p>○関係機関等の支援体制についての機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース検討会議等で十分な情報共有を行ったうえでの各関係機関の役割分担、支援する際の児童や家族を見る視点と方法、緊急時の対応等についての具体的な確認 ・情報がどう理解され、活用されたかを確認する等、情報伝達の双方向性の意識 ・民生委員や児童委員等の積極的な活用 ・民生委員等が定期的に集まる機会に出向き、要保護児童対策地域協議会の仕組みや児童虐待防止の取組等についての研修啓発等の継続的な実施による信頼関係の構築と連携強化 ・民生委員等への具体的な支援が必要なケースにおける個別ケース検討会議への参加の積極的な呼びかけ ・児童館や地域子育て支援センター等の支援機関への出前講座の実施等による要保護児童対策地域協議会等の仕組の周知 	<p>■高知市と高知市民生委員児童委員協議会連合会(以下「市民児連」という)が連携しながら、具体的な取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月、市民児連の部会組織として主任児童委員連絡会が設置され、同連絡会が中心となって地域における児童福祉分野の課題解決に向けた取組を進める。 ・具体的な支援が必要なケースにおける個別ケース検討会議への民生児童委員の参加 ・主任児童委員に向けた研修の実施、地区民児協定例会への子ども家庭支援センター職員の参加 <p>■要保護児童対策地域協議会の構成員の連携強化や専門性の向上を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に繋げるため、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・学校・民生委員児童委員等を対象に子育て支援・虐待予防のための研修を実施 (平成28年度はNPO法人に委託) <p>■子どもに関わる支援機関等への出前研修の継続実施(子ども家庭支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、保育士、放課後児童クラブの職員等を対象に出前講座の実施:年間20件程度
<p>2. 児童家庭相談体制の強化</p> <p>○人員体制の抜本的強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区担当ケースワーカー1人当たりのケース数が30件から40件となるよう早急なケースワーカーの増員 ・管理監督者がスーパーバイザーとしての役割を担い、担当ケースワーカーを組織として支え続ける仕組みづくり ・要保護児童対策地域協議会の運営や、広報啓発活動の拡充の強化 	<p>■子ども家庭支援センターの職員を増員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度(9名)→平成27年度(11名)→平成28年度(15名) <p>■(平成28年度)地区担当ケースワーカーについては、11名を配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースワーカー1人当たりのケース数→約26件(提言に盛り込まれた基準30~40件／人を満たす人員配置) <p>■平成28年度指揮監督者である係長職が担当ケースワーカーのサポートやスーパーバイザーとしての役割に専念</p> <p>■虐待防止対策の講演会(年1回)やオレンジリボンキャンペーンへの協力</p>

高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会からの提言事項に対する対応状況

2 高知市について

検証委員会の提言	具体的な対応状況
<p>○専門性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部機関での専門的研修や実務研修の計画的実施 ・県市的人事交流等についての積極的な検討 ・児童福祉司と同等の資格のある者の採用・配置と一定期間の継続配置 (5年以上の経験を持つ職員が複数いる体制の構築) ・組織的な人材の確保と育成 	<ul style="list-style-type: none"> ■高知市から県中央児童相談所に主任級職員を1名派遣(平成28年度) <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員として日常業務の中で専門的知識や技術を習得 ■(新任職員)児童相談所による新任職員基礎研修(前期・後期)、児童相談所での実地研修(2週間) <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な知識・技術の習得、虐待対応のスキルアップ ■児童福祉に関する厚生労働大臣が定める指定講習会を受講 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司相当の資格取得。平成27年度は修了者2名(保健師)。平成28年度以降も受講継続の方針 ・28年度受講予定者数:3人 ■児童相談所や子どもの虹情報研修センター等外部の専門機関の研修の受講、日常の実務の中でのOJTの計画的な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の研修受講予定者数:18名 ・県外研修受講予定者数:12人 ■児童福祉司と同等の資格のある者の採用・配置や人事異動のサイクルを協議
<p>○府内機関の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の送り手と受け手の双方が情報伝達の意図を明確にし、理解し合ったうえで支援方針や関係機関の役割分担を意識した取組の実施 ・保健・福祉等の専門性を活かしながら、虐待防止に向けた連携体制の充実 (母子保健課や第一福祉課との月1回程度の定期連絡会の実施、関係各機関の係会や研修へ子ども家庭支援センター職員の出席等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども家庭支援センターと母子保健課との間で週1回の連絡会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児のいる要支援家庭や虐待が心配される家庭、特定妊婦に関する情報共有 ・具体的な対応・役割分担等について定期的に協議・確認 ■第一・第二福祉課(生活保護担当課)の係会(全13係)に毎月子ども家庭支援センターの職員が参加 <ul style="list-style-type: none"> ・新規の虐待対応ケースの情報共有や継続ケースの状況確認 ・要保護児童対策地域協議会の仕組みや児童虐待対応の手順等について確認

高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会からの提言事項に対する対応状況

3 県と高知市の連携のあり方について

検証委員会の提言	具体的な対応状況
<p>1 県市の連携のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家族間に新たに生じた課題・問題点や家族を全体として捉える評価の視点について両機関での検討が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・事前に支援機関の担当者等と直接会い、家族の状況を把握したうえでのアセスメントの実施 ・個々の母子関係だけないきょうだいを含む家族全体の状況を踏まえたアセスメントの実施 ・対応経過の長い事例は、家族全体の状況判断に応じて適宜アセスメントの見直し ・長期間関わっているケースのリスクランクを下げる場合は、当該ケース担当者以外の者あるいは外部の専門家等を交えたアセスメントと総合的な判断の実施 ○具体的な連携のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所が意思決定する際ににおいて、事前に両機関(児童相談所と高知市)が意見交換できる仕組みの構築 ・児童相談所と高知市の関係機関での最新の情報の共有 ・児童相談所職員と高知市職員が同行訪問すること等も含め、多面的に専門的な知見からの緊密な連携の推進 ・虐待対応における「のりしろ型」の支援の再認識 ・児童相談所による高知市の母子保健、生活保護等の情報活用、高知市による児童相談所の専門的知識の活用等、相互補完的な能力と相乗効果の発揮 ・高知市以外の市町村との関係づくりと、子どもの安心・安全を確保する取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■高知県・高知市連携会議(平成27年8月)で、県市の連携体制の強化や要保護児童対策地域協議会の活動強化等について、県市が足並みをそろえて取り組んでいくことを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ・高知市要保護児童対策地域協議会の全管理ケースについて、児童相談所と高知市子ども家庭支援センターが、共通のリスクアセスメントシート(別添4)を用いてリスク管理し、子どもの状況の変化について共有する会議を実施している。(月1回)(平成28年4月~) ・高知市要保護児童対策地域協議会の全管理ケースの支援の進捗状況を児童相談所と高知市子ども家庭支援センターで確認し、児童相談所の介入が必要なケースの有無をチェックしている。(東西南北各ブロックで年3回)(平成28年4月~) ・児童相談所が入所措置解除等の意思決定をする際には、事前に両機関での意見交換や協議の場を設定 ・児童相談所と、高知市の関係機関(生活保護の担当者や保健師等)が同行訪問するなど、緊密な連携を図っている。 ・「のりしろ型」の支援を再認識し、児童相談所は高知市の持つ母子保健や生活保護、学校等の情報を活用とともに、高知市は児童相談所から心理学的な助言を受けるなど相互補完的な連携を推進している。 ・児童相談所は高知市以外の市町村についても同様の連携した取り組みを推進している。